

石綿読影の精度確保等に関する検討会 開催要綱

令和 3 年 2 月 8 日

改正 令和 6 年 4 月 15 日

1. 開催目的

石綿読影の精度確保等に関する検討会（以下「検討会」という。）は、石綿読影の精度に係る調査（以下「読影調査」という。）及び有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査（以下「有所見者調査」という。）等について、既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備及び石綿ばく露者における石綿関連疾患の早期発見・早期救済の可能性検証のため、専門的見地から評価、検討及び助言を行い、もって環境保健行政の推進に資することを目的とする。

2. 検討内容

検討会は、次に掲げる事項について評価、検討及び助言を行う。

- (1) 読影調査及び有所見者調査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、自治体の石綿読影の精度向上及び石綿ばく露者の健康管理に関すること。

3. 構成

- (1) 検討員は環境保健部長が招集する委員で構成する。
- (2) 座長は委員のうちから環境保健部長が指名し、検討会を運営する。
- (3) 環境保健部長は必要に応じて参考人を招致できる。

4. 庶務

検討会の庶務は、大臣官房環境保健部企画課石綿健康被害対策室が行う。必要に応じ、当該庶務の一部を委託先等において処理させることができる。

5. その他

- (1) 検討会は公開を原則とするが、公開することにより公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、非公開とする。
- (2) 傍聴は事前登録制とし、WEBによる方法とする。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。